

師範学校令期の地方における女教員養成機関について

平田宗史
平田トシ子
(1978年9月9日受理)

はじめに

拙稿「明治初期の地方における女教員養成機関について」（日本教育学会紀要『教育学研究』第38巻第1号）において、明治6年から18年までのわが国の地方における女教員養成の実情について明らかにしたが、本論文では、明治19年から30年にかけての、いわゆる師範学校令期の女教員養成機関の実態を考察してみたい。

1

明治政府は、明治18年8月、文部省告示第3号をもって、官立東京女子師範学校を、東京師範学

校に合併して女子部としたのを皮切りに、同年10月文部省達第9号の

従来特ニ女子師範学校ヲ設置シ候向ハ師範学校ニ合併スベク且向後女教員養成候節ハ師範学校ニ於テスベキ儀ト心得ベシ此旨相達候事①により、地方の公立女教員養成機関は、府県立尋常師範学校に合併され女子部として存続した。これにより、師範在学女生徒の数は、明治19年には、前年度の6割近くにまで陥り込み、以後、明治30年までには、7割方まで上昇したものの、生徒数に於ては、つぎの<表>にみる如く、回復にはほど遠かった。

公立女教員養成機關の設置状況

媛	県	●25	●14	●14	●11	●24	●13	●28	●17	●14	●20	●20	●20
香	県					●15	●29	●26	●28	●23	●22	●26	●30
川	県	●33	●45	●35	●47	●50	●47	●39	●38	●20	●29	●27	●20
島	県												
知	県												
徳	県												
高	県												
福	岡	●25	●23	●31	●40	●34	●36	●40	●49	●50	●51	●50	
佐	県				●20	●19	●19	●19	●24	●29	●29	●29	●28
長	県	●45	●39	●42	●37	●35	●18	●24	●30	●30	●30	●27	●30
大	熊												
分	宮												
本	崎												
鹿	児	●21	●31	●38	●34	●33	●30	●35	●40	●45	●45	●45	
島	島												
沖	県												
緹	県												
合計	(@)	595	597	662	763	885	838	889	802	774	720	719	701
c. f.	(@)	4,232	4,157	4,416	4,313	4,410	4,358	4,468	4,917	5,025	4,916	5,005	5,354
女子部設置数		16	18	27	25	27	26	26	24	23	21	21	19
師範学校数		46	45	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47

註(1) この表は、『文部省年報』を資料として作成。

註(2) ●師範学校の中に男子部、女子部を置いていることを示す。

註(3) 秋田県における()内の数字は、秋田県女子師範学校『創立三十年沿革史』の数字による。宮城県における()内の数字は『女学雑誌』(明治25年)掲載の数字による。

註(4) ×は、女子部廃止を確定したことを意味する。

明治19年4月9日発布の『師範学校令』、それは、全文12か条にしかすぎないが、この勅令には特に男生徒についての言及がないと同様、女生徒についての言及もみられないところから、「表面上は男女をまったく同等に扱っている」⁽⁸⁾ 勅令だと考えるのは早計であろう。なぜなら、この師範学校令は基本勅令であり、これを受けて文部省令や文部省訓令でもって、細則が出されておるのであるから、それらを調べてみよう。

明治19年5月26日の省令第9号『尋常師範学校学科程度ノ事』の第一条に、「農業、手工及兵式体操ハ男生徒ニ課シ家事ハ女生徒ニ課ス」⁽⁹⁾との規定がみられるが、同じ19年に出された『尋常師範学校生徒募集規則』(明治19年5月28日文部省令第10号)でも、また『尋常師範学校卒業生服務規則』(明治19年5月28日文部省令第11号)でも、男女の区別規定はみられない。しかし、同年6月4日に出された文部省訓令第4号『尋常師範学校男生徒学資支給要項』では、男生徒の学資支給のみを規定し、女生徒に関するそれはない。また、その後、明治21年までは、尋常師範学校に関するこういった省令、訓令などが出されていないことからすると、師範学校令の発布直後1、2年の間においては、「女生徒を男生徒と同等に扱おうとしたかどうか疑問である」⁽¹⁰⁾と言える。

明治21年に至って、『尋常師範学校設備準則』(明治21年8月21日、文部省訓令第一号)で以って、男女生徒を置くときの職員と、男生徒のみを

置くときの職員を区別して規定し、また、女生徒の給与品目や女生徒理髪所備品の項目も男生徒のそれらと区別して規定せられ、漸く、尋常師範学校女子部の生徒に対する配慮策がうかがえる。

明治22年に至っては、『尋常師範学校女生徒ニ課スヘキ学科程度』(明治22年10月25日文部省令第8号)で以って、男子と異なる学科程度が示され、女子の修業年限を4ヶ年から3ヶ年に短縮し(c. f. 男子は4ヶ年)、また、『尋常師範学校卒業生服務規則中改正』(明治22年10月25日、文部省令第10号)に於ては、卒業後の服務義務期間を10ヶ年から5ヶ年に短縮して(c. f. 男子は10ヶ年)、女生徒に対する積極的な配慮策をみせていく。丁度この頃から、尋常師範学校に女子部を設置する府県が増大している。在籍女生徒数においては、明治17、18年時のそれには及ばなかったけれども。

明治25年に至っては、『尋常師範学校ノ学科及其程度改正』(明治25年7月11日文部省令第8号)の第十一条で以って、男生徒と女生徒とは異なる了学科程度を、より詳細に規定されており、また、『尋常師範学校生徒募集規則改正』(明治25年7月11日文部省令第10号)の第二条で以って、入学資格年令を男子は17才以上20才未満、女子は15才以上20才未満として、女子のそれを下げており、また、『尋常師範学校卒業生服務規則改正』(明治25年7月11日文部省令第11号)の第一条で以って、卒業後の服務義務年限を男子は10ヶ

年、女子は5ヶ年、さらに府県知事指定の学校への奉事年限を、男子は5年、女子は2年と短縮しており、また、『尋常師範学校設備規則ヲ定ムル事』（明治25年7月11日文部省令第12号）の第十一条で以って、「女生徒ノ為ニ尋常師範学校ニ便宜附属幼稚園ヲ設クヘシ」^⑩と定めている。これらの諸規定からは、女生徒に対する本格的な養成の姿勢がうかがわれるのである。が、しかし他方では、同年に出された『尋常師範学校生徒募集規則中定員改正ノ事』（明治25年7月11日文部省令第9号）の第三条で以って、「土地ノ情況ニ依リ女生徒ヲ置カズルコトヲ得此場合ニ於テハ男生徒ノミヲ以テ定員ヲ満スヘシ」^⑪と規定しているのは、まだ女教員養成に着手できない情況の県に対しての緩和策か、あるいは、男生徒で女生徒の不足分を補充して定員を満してもよいという、つまり、女教員養成の立場からすると後退策にとれるのだが、その後退を誘引する条項となってしまったのか。丁度この時期から、全国的に女子部廃止説が高まり、実際に明治26年から廃止してしまう県がふえ、そのため、明治23年には女子部が27府県にも設置されていたのが、明治30年には、19府県に陥っている。やはり、女教員養成の衰退に対する行政上の対応策となってしまった感をまぬがれない。次に、この時期の女子部の存続及び廃止をめぐっての賛否両論説をみよう。

II

どのような経緯の下に女子部を設けるようになったかを、福島県の場合にみよう。

本県においてかくの如く、それが（女教員養成が：筆者註）制度化されるに十数年を要したということは、一般的の女性観が急激な外国教育制度模倣の諸規定と歩みを一致させていなかったということに最大の原因をおかねばならないであろう。女子部設置の際においても小学校教員として女子の重要性が認められたからというよりは、師範学校志願者の数が定数に達しないという事情からの影響もかなりあるらしく………。^⑫

これに対し、女子部第一回の卒業生の回顧録をみると、小学校の上級には、殆ど女生徒が居なかつたようだから、師範の入学試験を受ける資格をそなえたものが、当然殆ど居なかつたと推定される。しかし、当時次第に女子教育の必要が叫ばれ、女権拡張論が新聞に出たり、男尊女卑の風を排撃する者等が出ており、「ようやく機運が熟してきた女子教育の振興を勘案して、この機会に

女子部を設けることにしたのが妥当か もしれない」^⑬とあるところからすると、今まで女教員養成に乗り出していた福島県では、止むに止まれない設置要望が生じてきて女子部を開設したのではなく、毎年入学試験を実施していないことからも、行政的措置から設置するに至った感が強い。

福島県と同じく、師範学校令期にはじめて女教員養成に着手した県は、和歌山県（明治28年女子部設置）、香川県（明治22年設置）、佐賀県（明治21年設置）である。

また、明治初期の段階で女教員養成に着手したけれども、何らかの理由で廢止、廃校策をとり、漸くこの時期に再び女子部設置のはこびとなった県は、山形県、宮城県、長野県、静岡県、山梨県、大阪府、鳥取県、岡山県、愛媛県、徳島県、福岡県の11府県である。この中で、静岡県の場合を調べてみよう。

尋常小学校以上の女子の普通教育機関は、ほぼ各郡一校の高等小学校があるのみであった。師範学校長峰屋定憲や教頭渡辺真一郎らは、この現状を憂えて師範学校に女子部を設けることを県に建議した。

こうして設けられた静岡県尋常師範学校女子部は、一中略一県内ではもっとも程度の高い女子の学校であり、入学する生徒のなかには、教師になることよりも、高い教養を身につけることを目的として入学するものが少なくなかった。^⑭

学制の発足以来、女児の就学率は、男児よりはるかに低かった。女児の就学率が高くなれば、それを担当する女教員の必要性も次第に認識され、引いては、女教員養成機関の設立気運も高まるのだが、この時期においては、日清戦争を経験し、国費がそちらへ向けられ、女児就学奨励策は、次の時代に待たねばならなかった。したがって、女児の就学が振わないことは、引いては尋常小学校以上の女子の普通教育機関も不振となり、さらには、師範学校の女子部も活気のないものとなることがわかる。

静岡県では、明治20、21、23年と3回募集が行なわれ、23年入学の生徒が卒業した明治26年4月を以って、女子部は廃止されている。この間の模様を当時の師範学校の教諭であった夏目秋蔵は、

第三回の募集を終ると県の財政の関係からか、女子部を廃するの説が県会議員の間にかしましくなり、議会に提出されそうな空気であつた。それで一方教育委員は「今迄は基礎を作

るに苦しんだだけだ、力の発揮はこれからだと云ふのに此處で廢されては」と、議員を歴訪した。にもかわらずその努力の効もなく明治26年の第三回の卒業を待って、廢止の運命に立至った。^⑩

と、当時を回想している。また、明治24、25年に女子部の募集を見合せた背景には、すでに女子部廃止の意図があったことが強くうちだされ、その廃止の理由を当時の議員は次のように述べている。

然レトモ一ヶ年間十人位ノ卒業ニシテ果シテ能ク其目的ヲ達シ得ルヤ………又教育会ハ曰ク女教師ハ低額ノ俸給ヲ以テ任用スルヲ得ヘシ女教師ヲ養成スルハ少額ノ費用ヲ以テ成就スルヲ得ヘシト………然レトモ………俸給ノ低額ナルハ識見浅薄ナルニ依ルノミ^⑪

また他の議員も、女子に対して

一校ヲ管理スルノ担能ナキコト

大切ナル時機ニ他へ嫁シテ職務ヲ欠ク^⑫

ことの二大欠点をあげて女子部不要を主張している。

当時の文部省としては、省令で以って、男女の修業年限を区別して、女子のそれを3ヶ年と定めたり、且つ、卒業後の服務年限においても男子の10ヶ年に対し、女子は5ヶ年という、きわめて女子に対して優遇策を講じているにもかわらず、静岡県では、他の府県より先がけて、財政的理由を背景に、一足早く廃止への道をたどっている。

この静岡県の場合にみると、過去の布石の上に、再度女教員養成を志したが、明治20年後半に至ってそれを断念した県は、先の11県中、5県（静岡のほか山形、鳥取、岡山、愛媛）である。このうち鳥取県では、次のような女子部の好評の記事が出ているだが。

「松江日報」に曰く年々歳々県議会よりは彼れや是れやと非難を受くれど県下教育社会に於ては全く之に反して頗る好評を博しつゝあるものと見へ現に過般十一名の卒業生を出したるに各地の小学校より採用を請求し来るもの三十有餘名に餘りたれば、師範学校に於ても一々之に応ずる能はざりしを以て止むを得ず申込の前後に從て其請求を諾否したる由^⑬

師範女子部の卒業生の就職状況は、きわめて良かったということが言えるが、にもかゝわらず、女子部廃止論の影響で以って、

世の父兄たるもの其子女をして教育に従事せしめんと欲するもの又は自ら進んで賢母たらんと欲するものは先ず師範入学の階梯として悉く

高等小学校に入学するを以て恒とせしが近頃頗み難き女子部の運命に落胆し早計にも女子部は早晚廃校の不運に遭遇すべしと思惟し未だ入校せざるものは之を見合せ已に修学しつゝあるものは中途にて退校し裁縫其他手工の如き女子が處世に必要欠くべからざるもの修めんとするもの多きにより遂に今日の有様を呈したる^⑭ というように、高等小学校に入学するを見合せたり、また、中途退校して裁縫やその他手工のような処世技術を身につける道へと進んでいき、当然の結果として、師範受験資格のある者は、指で数えるほどとなったようだ。そして、この状況が、ますます女子部廃止論に拍車をかけるという悪循環を來していく。

このような状況に対して、先の11府県中、6府県は、世を挙げての女子教育反動縮少時代を乗りこえて、女子部を存続させている。

明治19年の師範学校令発布以前から引続いて女教員養成を行なっているのは、秋田県、栃木県、新潟県、富山県、石川県、千葉県、滋賀県、京都府、山口県、広島県、高知県、長崎県、鹿児島県の13府県である。このうち、やはり既述の廃止理由と同じような理由で以て廃止に至った県は、栃木、滋賀、山口、広島の4県である。

廃止には至らなかつたけれども、大なり小なりの廃止論を経て存続した残りの8府県の中で、富山県は、明治25年12月に富山県会で女子部全廃の建議を採択し、第二次会においても、これを可決したほど激論をたゞかわせた県である。当時の県の日刊新聞であった「富山日報」「北陸政論」でも廃止論を支持している。しかし、この県は、明治初期から一早く女教員養成に着手し、それを存続させてきておりし、その実績ともいう師範学校同窓学友会が、富山地方部会の県議長への意見書を提出して女子部の存続を要請している。^⑮

このように、明治25年をピークに、女子部はその設置府県数からみても、また女生徒数からみても衰退、廃止の傾向を避けることができない。それは、丁度明治25年7月11日に出された文部省令第9号の『尋常師範学校生徒募集規則中定員改正ノ事』の第三條に掲げられた「土地ノ情況ニ依リ女生徒ヲ置カザルコトヲ得………」というのが、結果として、女子部に廃止への道を易方にたどらせた感がある。「されば、我国にして米國の如く男子の手に不足を生じ、若くは獨國の如く寡婦の多きに苦しむ如き国情に立至らざる以上は、此等の事業に多額の費用を投するは甚だ不利益なりと云々。（東京日々新聞）」^⑯ と言われるように、当

時は、師範学校女子部廃止の流行に、それを食い止めるだけの良策は見当らなかったのである。

このように女子部を廃止することになった県は、その後全く女教員養成に目を向けなかったかというと、そうではなく、その多くの県は、高等女学校で以って、「小学校教員若クハ幼稚園保育志願ノモノニハ特ニ必須ナル学術ヲ併セ授ケル」^①として、やはり形は異なるけれども、女教員養成に心を砕いておるのがみられる。

また、未だ女子部を設置する段階に至っていない県においては、どうであるかを熊本県の場合にみることにしよう。

普通の女子は尋常科にて終り、高等小学に進む者は少く女学校に学ぶ者は更に少ないので御座いました。此によりても女子教育の一般が伺はれますかが、其一二年を経て次第に向学心が盛になり、東京等に勉強する人も多くなり、本県にも明治廿九年に京町の師範学校内に女教員養成機関として女子講習科が設置せられたが、大抵尚絅校（私立高等女学校：筆者註）に学んだ人が入学し、一年半後に卒業尋常科の免許を受けられました。^②

この明治28年頃の学生時代の思出という手記にみられるように、向学心の盛んな女子は、東京へ勉強に出かける人も多く、また、明治29年以降には、師範学校内にできた女子講習科に学んだのである。

以上のように、各府県は、何らかの形で女教員養成或は、女子の高等教育に苦慮してきていたといえよう。

III

明治20年時においては、全国の師範学校数は45校、その中で女子部を設置しているのは18校という状況である。その当時の高知県の女子部生徒募集状況をみると、受験生徒は、16名で、これは、旧時に比較すると幾倍も減少しておる。その訳は、次のようである。

今其原因ノ重ナルモノヲ聞クニ決シテ学力ノ之ニ応シ難キニハ非ス学齢ノ足ラスシテ其資格ヲ欠クカ為ナリト乃チ本県ニテハ十二三歳ノ女子ニシテ其学力充分ニ師範学校女子部入校試験ニ応スルニ足ルモ学齢ノ為ニ之ニ応スル能ハサルモノ実ニ勘カラス殊ニ昨年九月女子部師範学校在校生徒ニシテ新学制ノ為ニ年齢不足ノ故ヲ以テ淘汰セラレシ者四十二名アリ云々……^③これでみると、受験生の激減現象は、学力の充分であると思われる者も、その年令が、『尋常師範学

校生徒募集規則』（明治19年5月28日文部省令第10号）の第一條にいう17才以上に該当しないが故に、入学を許れていない。そこで高知県は、尋常中学校女子部を設置して、それらの者を入学せしめ、こゝを経て、師範受験に至っている。^④また、高等女学校を設置している府県では、そこを経て師範学校を受験している。

また、明治21年に女子部を開設した長野県では、女子生徒の入学年令について文部省へ次のような伺を出しているのは興味深い。

尋常師範学校女子生徒年齢之義伺

当県尋常師範学校ニ於テ本年新ニ女子部ヲ設置スル計画ニ有之此際該生徒募集ノ準備致シ度候処右ノ年齢モ廿年御省令第十号生徒募集規則ニ拠ルトキハ満十七年以上二十年以下ノモノニ限ル義ニ有之候得共右ノ範囲内ニ於テ募集セント欲スルトキハ之レニ応スルモノ甚タ少ク隨テ適當ノモノヲ得難キ場合有之且女子ノ如キハ男子トハ多少性質ヲ異ニシ其發育ニ至テモ速カナル場合アルヲ以テ此回ニ限り満十五年以上二十年以下ノモノニ就キ募集撰押致シ度候条創始之際ナルヲ以テ特ニ御裁可成候様致シ度相伺候也

明治二十一年一月

長野県知事 木梨精一郎

文部大臣子爵森有礼殿 ^⑤

この伺から察すると、やはり入学年令を男子と同等の17才とすると、これに応ずる女子は非常に少なく、適当の者を得難いので、創設の初回に限り満15才以上20才以下として欲しい旨である。

ところが、この伺に対し「書面伺之 趣聞届難シ」^⑥との回答であった。このように、師範学校令期の初期においては、以前の15才以上から17才以上へと引上げ、中期以降では、再び「女子ハ年令十五年以上」（明治25年7月11日文部省令第十号）と引下げている。このことは、前述した如く、入学生徒数と入学年令とは桔梗するもので、従って、その点で行政措置的感がする。

入学年令と関係して、もう一つ興味深く感じたのは、「女子ハ夫ナキ者及在学中結婚セサル者」^⑦でない郡市長の薦举が得られず、従って、引いては師範生とはなれなかった事例である。

次に応募生徒に対しては、身体、品行、学力の検定が、明治19年の『尋常師範学校生徒募集規則』や明治25年の『尋常師範学校生徒募集規則改正』に則り、各府県で定められている『尋常師範学校生徒募集細則』によって、行なわれている。学力の検定の基準は、明治19年のには、第一條に「高等小学校卒業以上ノ学力ヲ有スルモノ」^⑧とあ

り、明治25年には、その第二條第二項に「尋常小学校ノ本科准教員タルヘキ免許状ヲ有シ若クハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者」[◎]とあるが、実際にどの程度のものであったかを、『長野県尋常師範学校生徒募集細則』を例にとってみよう。

第二条（一、二、は略）

三、学力ノ検定ハ左ノ学科及程度ニ就キテ之ヲ試験ス

但漢文理科ノ二学科ハ時宜ニヨリ之ヲ欠ク
コトアルヘシ裁縫ハ女子ニ限ル

修身 人倫道德ノ要旨

教育 教育学ノ大意 教授法

国語 読方仮名交り文 作文日用書類 記事
算術 珠算加減乗除 筆算加減乗除 分数小
数 諸比例 開平 開立 級数 求積

地理 日本外国地理ノ要略

歴史 日本歴史中重要ナル事柄

習字 楷 行 草

図画 自在画ノ大要

漢文 読方 講義

理科 生理 動物 植物 磯物ノ大意

裁縫 通常衣服ノ裁方縫方 [◎]

上記の学力検定に合格した者は、試験生として4ヶ月以内の仮入学を許され、その間に「其資性品行等ヲ審察」[◎]され、適当と認められた者に限り本入学を許可されたのである。

福岡県の場合において、仮入学生数／入学志願者数は1～2倍で男子の倍率より低いが、本入学生数／仮入学生数は、女子の方の率が高い。[◎]これは、当時の女子の学力が男子に比べて低かったことを示している好例であろう。また、長崎師範学校女子候補生応募者心得10項目の中に、

候補者たらんことを望むものは 一中略

当校に出頭体格検査並に学力試験を受くるものとす、但し体格検査及学力試験の科目（高等小学校の教科目）方法等は概ね当校入学試業準則によると雖学力上に関するは及落制限は大に斟酌することあるべし。[◎]

とある。「学力上に関するは及落制限は大に斟酌することあるべし」ということは、当時の女子の学力の低さを表しているとともに、仮入学期間中に学力を身につけてくる者もあるという可能性の大なることを含んでいると解すことができる。

IV

次に、入学した女生徒は、どのような教育を受けていたか、養成の実態をみよう。

明治19年の師範学校令の第12条「師範学校ノ学

科及其程度並教科書ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル」[◎]に基づいて、同年5月26日、文部省令第9号『尋常師範学校学科程度ノ事』の第一條で「尋常師範学校ノ学科ハ倫理、教育、国語、漢文、英語、数学、簿記、地理歴史、博物、物理化学、農業手工、家事、習字、図画、音楽、体操トス、農業手工及兵式体操ハ男子生徒ニ課シ家事ハ女生徒ニ課ス」[◎]とある。すなわち、女生徒の学科は、倫理、教育、国語、漢文、英語、数学、簿記、地理、歴史、博物、物理、化学、家事、習字、図画、音楽、体操の17科目となる。修業年限は、男子と同じ4ヶ年であった。しかし、明治22年10月25日文部省令第8号『尋常師範学校女生徒ニ課スヘキ学科及其程度』において、12科目すなわち、倫理、教育、国語、数学、地理、歴史、理科、家事、習字、図画、音楽、体操とし、以前の17科目の中から漢文、英語を削り、博物、物理、化学を理科に包括し、簿記を家事に加えて、修業年限を1年短縮した3ヶ年と改正[◎]して、男子と異なる養成に着手した。さらに、これと時を同じくして、卒業後の服務年限も、以前の男女とも10ヶ年を「男子ハ十箇年女子ハ五箇年」と改め、また、その中で府県知事県令指定の学校への奉職年限を男女とも5ヶ年であったのを「男子ハ五箇年女子ハ二箇年」[◎]と改め、女生徒の負担を軽減している。また、明治25年7月に至っては、文部省令第8号『尋常師範学校ノ学科及其程度改正ノ事』の第二條において、男女共に倫理の代りに修身を冒頭に加え、漢文を復活させて13科目としている。[◎]

以上がこの期における学科目の制度的な変遷であるが、実際には、この外、男子と異なって、女子部生徒一同に養蚕を課している。例えば、明治26年には、山梨尋常師範学校女子部の養蚕の好結果が報じられており[◎]、また、明治27年には次のような記事もみられる。

島根県尋常師範学校にては現今蚕業の旺盛に感ずる所あり、女子部生徒一同に蚕児飼育法を教ゆるは、卒業後に於て最も效益あるべしとして本月（4月：筆者註）下旬より講堂に於同部[◎]掃立に着手し、中村農学士を始め舍監一同これが飼育に從事する筈にて本年は先づ六七千の蚕児を飼育する予定なりといふ[◎]

また、同年の福島師範学校女子部でも、実業教育に意を注ぎ、女子部寄宿舎の一部を蚕室にあて、学科授業のかたわら、試みに蚕児を飼育させたら、「女子生徒四十餘名は、我を忘れて之を養ひければ、其成績頗る良好なり」[◎]と報じられている。

ところで、師範学校の講義方法は、「まだほとんど教科書は使用しないで『使用したのは国語、漢文、英語等教科目で他は大抵口授であった』しかも『その講義は毛筆で書き取ったものであった』というからその苦労は察せられる。教科書ができて筆写の煩労からのがれるようになったのは明治三十年以後であった」という。」^⑩明治25年7月に、倫理に代って修身が科目の中に採用されたが、そのテキストとしては、次のようなものがあげられている。

各地尋常師範学校女子部教科用書取調略
<女子高等師範学校調査の表に拠る>

大阪府
長崎県	古文孝経・論語
新潟県	幼学綱要(元田) 明治孝節録(近藤) 孝経教育勅諭衍義 朱子小学稽古篇 女四書
千葉県	小学
栃木県	教育勅語衍義(那河、秋山) 婦女鑑 (西村)
山梨県	小学勅語衍義(那河、秋山)
山形県	日本女鑑(風當) 幼学綱要(元田)
富山県	孝経 論語 実践道德学(能勢)
鳥取県	勅諭衍義(井上)
島根県	普通倫理学 女四書 論語 小学
和歌山県	幼学綱要(元田) 勅語衍義(那河、 秋山) 女子修身鑑(山井)

() 内は著者名^⑪

また、上記の府県で使用している家事に関する教科書としては

長崎県 家事要訓(前田)
新潟県 家政学(清水) 家計簿記法(藤尾)
栃木県 家政学(下田)
富山県 家政学(清水) () 内は著者名^⑫
このようなものである。当時女子部を設置している府県数から換算すると、修身のテキストを使用している府県は、50%弱、家事のテキストに関しては19%である。新潟県のように、比較的多く教科書を使用している県でも、明治25年時の第一学年の女生徒では、13教科目中修身、教育、家事、音楽、体操の5科目において教科書を使用しているにすぎない。^⑬ このように、教科書を使用した授業は少なく、口授が殆どで、それを毛筆で書き写すという煩労の多い授業風景がうかがわれる。

入学した者は、皆進級できたのではなく、明治24年の大阪府尋常師範学校女子部に関する記事には、「去年入学せしもの三十名なりしも、当三月の学年試験にて、二年生に進級せしもの十七名、

元級に止る者七名にて、他の六名は、学力不足の為め退学を命ぜらぬ」^⑭とあり、その厳しさの一端がみえる。

最後に女生徒の普段の生活ぶりをしらべてみよう。

V

もともとは、「交通不便の遠隔地から集まつた生徒の便宜をはかり、共同生活を通じて教員としての資質の養成をめざして師範学校内に寄宿舎が設けられ」^⑮たのであるが、「師範学校令」以後は、「全生徒収容の寄宿舎制度がつくられた」^⑯とある。当初は、女生徒の寄宿舎に民有家屋が当てられ、その後、何らかの廢止建築物を購入して改築し、女子寮にしておる例が多くみられる。^⑰折しも、女子部廢止論の旺盛な時期に女生徒のために府県の予算をとることは、望めなかつたのであろうか。本格的に女子部の寄宿舎の増改築が行なわれるのは、「師範教育令」による生徒定員の増加を待つてである。

さて、明治28年頃の女子部の寄宿舎をみると、生徒数の多い新潟県では、舍監を3人置いているが、その他の府県では2人、千葉と島根県では1人となつてゐる。どういう人物が舍監となつてゐるかをみると、例えば、新潟県では、一人は女子高等師範学校卒業生で、年令26才、家事、簿記、地理受持。一人は、中等師範学校卒業生で、年令32才、音楽担当。もう一人は、共立女子職業学校卒業生で年令は45才、礼式、裁縫の受持である。他の府県でも、これに類した経歴の人が舍監となつており、舍監二人の県では、若い先生と相当年配の先生とが、その任に当たり、舍監一人を配している3県では、師範卒業生で40才前の者を選任している。^⑱これに比して、男子部では、明治20年以後「舍監に軍曹ひとりを任用し、生徒の風紀を管理させている」とは、大きな違いである。^⑲

寄宿舎での生活をみると、炊事は自炊制で、輪番にてこれに当り、日常の家政を熟知していくよう仕組まれてゐる。例えば、次のようにある。

家事練習の方法は、毎週交代にて炊事を実習し、毎月二回放課後料理法を授け、洗濯張物等は隨時之を授く。(大阪府)

裁縫洗濯、張物及養蚕の方法を習はしめ割烹の献立計算を掌らしむ。(長崎県)^⑳

また、室内庭園廊下の拭き掃除、点燈の一切の仕事を義務づけられていたとある。^㉑そして、これらの仕事を、福島県の場合は、「生徒を数組に分けて各組に組長一名をおき、各室に室長」を配し、

舎監の指揮の下に組長が「部下学友ヲ監督シ風紀秩序ヲ維持スルコト」、「命令ヲ伝達スルコト」、「朝夕人員検査ヲナスコト」、「物品ノ整否掃除ノ清否ヲ検査スルコト」をし、室長は「組長ノ指揮ニ従ヒ其室内ニ係ル組長ノ任務ヲ助けるのがその役目とされていた。⑩ その他、どの府県でも、寄宿舎は、保護厳重にして寝室は階上に、自習室等は階下で、テーブル、椅子といった洋式をとっていた。(c. f. 男子も同様に洋式)外出については、例えば福岡県の場合などは、「休業日朝食後及水曜日ノ放課後ヨリ夕食時マデ」⑪ で、外出の時刻、帰寮の時刻、他人の家へ行った場合は、その家の証印を受けて帰る如きであり、また、50日の夏季休業の間20日間だけ帰省が許され、30日間は、演習旅行にあてられた様子。また、冬期休業は、原則として帰省できず「寄宿舎で復習や裁縫にて日を送った」⑫ というように、女子と言えども、男子に劣らないほどのミリタリズムの発揮であった。⑬ この様な状況は、石川県、長野県、⑭ 新潟県⑮ の記録にもみられる。

次に学資は、「師範学校令」第九条に「師範学校生徒ノ学資ハ其学校ヨリ之ヲ支給スヘシ」⑯ とあり、これを受けて、同年6月には「尋常師範学校男生徒学資支給要項」が出されているが、女生徒に関するそれは、どうなっているのだろうか。法規定の上で、はじめて出てくるのは、明治21年8月21日の『尋常師範学校設備準則』の中での生徒給与品(女生徒ノ部)の生徒日用品、生徒貸与品においてである。これによると、女生徒には、入学初年次、冬衣、夏衣、冬下衣、夏下衣がそれぞれ二組づつ、その後は二ヶ年に一組支給され、靴は一ヶ年に二足、靴下は一ヶ月に一足づつ支給されている。また、生徒日用の学用品、墨、鉛筆等用紙類、蠟燭に至るまで支給されている。⑰ 福島県のある女生徒は、「毛筆、石鹼、靴下などは使い切れぬ程であった。毎土曜日に十銭づつの小使錢まで支給された」⑱ と言っておるところからすると、ていねいにそれらを使用すれば、何不自由をすることのない生活であったと思われる。

次に服装についてみよう。新潟尋常師範学校女子部を明治24年に卒業したある生徒は、

当時の服装は着物に広い角帯で、一級上のクラスから強制的ではなかったが洋服になった。上着はからだにぴったり付着し、スカートはひじょうに長くて足の先までとどく程で、一見朝鮮服の感じであった。しかし、当時の洋服は、時代の先端をゆくものとして洋服に革靴をはいた姿は世間のあこがれと奇異の的であった。髪

は束髪で、入学すると結髪用の櫛、トカン櫛、筋立、スキ櫛など一式を給与され、その上かもじまで添えてあるのでびっくりした。⑲

と述べている。また、福島県の場合をみると、「明治21年12月13日、時代を反映して洋装と定められた。」⑳ とあり、生地は、セルでぶどう茶、茶、藍洋色の三様で、夏冬通してリボンのついた黒の麦藁帽子を着用し、「コルセットで胴を締めて腰部を大きく見せ、スカートの裾を膨らませ、靴音高く街路を渾歩した様は、行人をして瞠若たらしめるには十分であったに相違ない」㉑ とあり、『地味な師範の女生徒』にも、欧化主義の波が及んでいたようである。また、長野県においては、明治21年の『女子生徒寄宿舎、服装、規則制定につき伺い』の第24条に「服制ハ和洋適宜タルヘシト雖トモ校内ニ在テハ靴ヲ着ケ羽織ハ決シテ用フヘカラス但体操ヲ為ストキハ黒色毛襦子前垂(半襟式)ヲ用ユハシ」㉒ とあり、また第26条には、「衣服ノ地質ハ総テ木綿或ハ麻ノ類ニ限ルヘキモノトス、但襦絆ノ襟ハ浅黄或ハ崩色タルヘク帶ハメリソスノ類ヲ用キルモ妨ケナシ」㉓ とある。公には、洋服であったことがうかがえる。

ところが、「二十三年十月、教育勅語が下賜され、教育の方針と国民道徳の帰趣が改めて示されると、手のひらかえすように、女子部の制服は二十四年四月から絹以外の和服と定められた。そして三十一年からは、黒の襦子の袴を着用するようになり、それがぶどう茶のカシミヤに変わり、長い袖がいつしか元禄形となり、女子部の服装として定着してゆくのである」㉔ と福島県では記述されているが、この状況は、長崎尋常師範学校女子候補生応募者心得にも「衣服は絹服を着用することを許さず」㉕ の下りがある。また、明治初期から女教員養成にとり組んできた秋田県では、創立当初は、和服に袴だが、明治13年に秋田女子師範学校として独立した頃より洋服で、明治19年に男子師範に合併せられて後、和服というように変遷している㉖ のをみると、どの府県でも、やはり大体の服装のうつりかわりは同じであるとみられる。

おわりに

この期における女教員養成は、ごく一部の府県を除いて、多くは、2年または3年に一度の募集といった低迷をたどったり、またついには廃止に至ったりしている。つまり、その背後には、まだまだ封建的な女性観でもって、女子の学問は不要と考えられ、引いては、女教師観も社会一般に

理解されておらず、それに加えて、師範学校令第二条で以って、尋常師範学校は府県立て地方税によるとされたために、地方財政のしわよせを師範学校の女子部がもろにかぶった状態であった。

また、この期には、教科内容、修業年限をはじめ、諸規程の改変が頻繁であったが、文部省から

出された勅令、省令、訓令に基づき、各々地方で細則規定を設け、また不明なる点については、文部省へ伺いを立て、その通達を受けて、施行に移るという中央集権的教育行政の典型をみることができる。それによって、全国の女子部における師範教育にも、当然同一性を認めることができた。

(註)

- ① 文部省『師範教育関係法令の沿革』昭和13年3月 61頁
- ② 埼玉大学百年史編集委員会『百年史 埼玉大学教育学部』昭和51年3月 439頁
- ③ 前掲書『師範教育関係法令の沿革』66頁
- ④ 前掲書『百年史 埼玉大学教育学部』439頁
- ⑤ 前掲書『師範教育関係法令の沿革』151頁
- ⑥ 同上書 147頁
- ⑦ 福島大学教育学部百年史編算委員会編集『福島大学教育学部百年史』1974年11月3日 87頁
- ⑧ 同上書 88頁
- ⑨ 静岡県立教育研修所編集『静岡県教育史』通史篇上巻 昭和47年11月3日 684頁
- ⑩ 同上書 685頁
- ⑪ 同上書 686頁
- ⑫ 『女学雑誌』第378号 明治27年5月5日 467頁
- ⑬ 同上書 第375号 明治27年4月14日 390頁
- ⑭ 富山県教育史編さん委員会『富山県教育史』上巻 昭和46年3月31日, 660~661頁
- ⑮ 前掲書『女学雑誌』第310号 明治25年3月26日 892頁
- ⑯ 前掲書『静岡県教育史』695頁
- ⑰ 前掲書『女学雑誌』第347号 明治26年6月24日 198頁
栃木県教育史編さん会『栃木県教育史』第四巻 昭和32年4月 58頁
- ⑱ 熊本県教育会編『熊本県教育史』中巻 昭和50年10月30日 728頁
- ⑲ 『大日本教育会雑誌』第64号 明治20年9月30日 638頁
- ⑳ 長野県教育史刊行会『長野県教育史』第11巻 史料編5, 昭和51年9月30日 940頁
- ㉑ 富山県教育史編さん委員会『富山県教育史』昭和46年3月31日 988頁
- ㉒ 前掲書『師範教育関係法令の沿革』70頁
- ㉓ 同上書 147頁
- ㉔ 前掲書『長野県教育史』979~980頁
- ㉕ 前掲書『師範教育関係法令の沿革』148頁
- ㉖ 抽稿『福岡県教員養成史研究(2)』福岡教育大学紀要 第27号 第4分冊 昭和53年2月 45頁
- ㉗ 前掲書『女学雑誌』第299号 明治25年1月9日 619頁
- ㉘ 前掲書『師範教育関係法令の沿革』65頁
- ㉙ 同上書 66頁
- ㉚ 同上書 103頁
- ㉛ 同上書 105~106頁
- ㉜ 同上書 125~126頁
- ㉝ 前掲書『女学雑誌』第347号 明治26年6月24日 198頁
- ㉞ 同上書 第377号 明治27年4月28日 440頁
- ㉟ 同上書 第380号 明治27年5月19日 517頁
- ㉟ 前掲書『福島大学教育学部百年史』89頁
- ㉞ 前掲書『女学雑誌』第407号 明治28年2月25日 55頁
- ㉟ 新潟県教育百年史編さん委員会『新潟県教育百年史』明治篇 昭和45年3月31日 457頁

- ⑯ 同上書 第264号 明治24年5月9日 291頁
- ⑰ 石川県教育史編さん委員会『石川県教育史』第一巻 昭和49年3月31日 695頁
- ⑱ 同上書 697頁
前掲書『栃木県教育史』57頁
- 前掲書『福島大学教育学部百年史』89頁
- ⑲ 前掲書『女学雑誌』第407号 55~56頁
- ⑳ 前掲書『富山県教育史』654頁
- ㉑ 前掲書『福島大学教育学部百年史』90頁
- ㉒ 同上書 91頁
- ㉓ 前掲書『石川県教育史』第一巻 695頁
- ㉔ 前掲書『長野県教育史』第11巻 960頁
- ㉕ 前掲書『新潟県教育百年史』458頁
- ㉖ 前掲場『師範教育関係法令の沿革』65頁
- ㉗ 同上書 99~101頁
- ㉘ 前掲書『福島大学教育学部百年史』91頁
- ㉙ 同上書 91~92頁
- ㉚ 前掲書『長野県教育史』第11巻 944頁
- ㉛ 前掲書『女学雑誌』第299号 明治25年1月9日 619頁
- ㉜ 秋田県女子師範『創立三十年沿革史』昭和14年5月 41頁